一般

# 平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名		耕作放棄地再生利用緊急対策事業					2849
	所属名	農林部 農政課			担当係名		
担当課等	課長名	小原俊彦	担当者名	藤本耕	也	電話番号	6040

#### 1. 事務事業の基本情報

施筆の柱	<b>活力なる产業の振翔</b>	コード	体等	デカな Z 典 技 类 の 拒 卿	コード
心束の性	活力める性果の振興	5	心來	活力の句辰M耒の振興 	1
基本事業	生産基盤の整備	コード 2	関連予算 費目名	一般会計 -款-項-目-(000-)	
特記事項					
○ 単年度	○ 単年度繰返 ■ 期間限	定複数	年度	⇒ (21年度 ~ 25年度)	
市内の耕作について、国	放棄地の全体調査を行い,地区ごとに耕作放 国の交付金を交付するための事務手続きとその	(棄地を割 の予算経	を理し,解消言 理を行う盛岡	計画を策定。また、新たな担い手が行う再生事 同市耕作放棄地対策協議会の事務局業務を行	業費等 うった。
耕作放棄地 耕作放棄地	再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1 再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1	日付け20日付け20日付け20日付け20日	0盛農振第22 0農振第2208	107号農林水産事務次官依命通知) 号農林水産省農村振興局長通知)	
	特記事項 単年度 市内のの 耕作の 兼作の 兼作の 兼 業 業 サ で が 乗 地 地 サ の で り の で り の り の り の り り り り り り り り り	基本事業 生産基盤の整備 特記事項 単年度 単年度繰返 期間隙 市内の耕作放棄地の全体調査を行い、地区ごとに耕作がについて、国の交付金を交付するための事務手続きとその耕作放棄地年生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1	施策の柱 活力ある産業の振興 5  基本事業 生産基盤の整備 2  特記事項  単年度 単年度繰返 期間限定複数: 市内の耕作放棄地の全体調査を行い、地区ごとに耕作放棄地を割について、国の交付金を交付するための事務手続きとその予算経 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要網(平成21年4月1日付け2)耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け2)耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け2)	施策の柱 活力ある産業の振興 5 施策 基本事業 生産基盤の整備 3一ド 2 関連予算費目名 特記事項  単年度 単年度繰返 期間限定複数年度 市内の耕作放棄地の全体調査を行い、地区ごとに耕作放棄地を整理し、解消語について、国の交付金を交付するための事務手続きとその予算経理を行う盛配耕作放棄地全体調査要領(平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産2耕作放棄地再生利用緊急対策実施要網(平成21年4月1日付け20盛農振第223耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第220番	施策の柱     活力ある産業の振興       基本事業     生産基盤の整備       特記事項         施策     活力ある農林業の振興       リニード     関連予算       費目名     一般会計 -款 -項 -目 -(000-)

#### この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保とともに耕作放棄地を解消することが必要であり、また、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中で、耕作放棄地を解消して地域の農業振興を図る事業として、平成20年4月に調査の概要等が示されたことによる。

この事務事業に対して関係者(市民, 議会, 事業対象者, 利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか

平成21年度3月市議会において、調査や解消計画により、具体的な再生作業がどの程度進んでいるのかという結果が求められた。 平成22年度9月市議会において、耕作放棄地の有効活用への取り組みとして飼料用米等の新規需要米の活用等の要望が寄せられました。 また、農業委員会からの平成23年度耕作放棄地解消推進に向けての建議が出された。

事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか

再生作業の事業費で10aあたり最低6万円未満は国の交付金の対象外であり、また耕作放棄地の所有者や農振農用地外(農振白地)も対象外であったが、平成23年度からは、再生作業と土壌改良を併せて10aあたり10万円以上であれば対象となったり、農業者戸別所得補償制度の戦略作物として位置付けている小麦や大豆を作付けするのであれば、耕作放棄地の所有者や農振白地も対象にするなど制度が緩和してきている。

#### 2. 事務事業の実施状況(Do)

	①対象 (誰を,何を対象	耕作放棄地(農地)	⇒	②対象指標	A. 農地面積	単 位	m <sup>2</sup>
	としているのか)			(対象の大きさを 示す指標)	B. 耕作放棄地面積(未解消)	単位	m <sup>*</sup>
					C.	単 位	
	③手段 (事務事業の内	22年度実績(22年度に行った主な活動) ・全体調査の実施	⇒	④活動指標	A. 耕作放棄地面積	単位	m¹
	(事務事業の内 容, やり方, 手 順)	・交付金の交付事務		(事務事業の活動 量を示す指標)	B. 耕作放棄地解消面積	単位	m <sup>‡</sup>
		23年度計画(23年度に計画している主な活動)			C.	単位	
		・全体調査の実施 ・交付金の交付事務				137	
	⑤意図 (この事業により	新たな担い手が耕作放棄地を再生するために必要な経 費を支援し、耕作放棄地を解消する	$\Rightarrow$	⑥成果指標	A. 耕作放棄地面積の割合(耕作放棄地面積(未解消))/(農地 面積)	単位	%
	対象をどのように変えるのか)			(意図の達成度を 示す指標)	【指標の性格:○ 上げる ● 下げる ○ 維持する】		
					B. 耕作放棄地解消面積の割合(耕作放棄地解消面積)/(耕作 放棄地面積(未解消))	単位	%
					【指標の性格:  上げる  下げる  維持する		
					C.	<b>単</b> 位	
					【指標の性格: 上げる 下げる 維持する】		
	⑦結果	生産性の向上が図られる 生活環境の改善が図られる	⇒	⑧上位成果 指標	水田面積(単位:ha) 畑地面積(単位:ha)		
ı	(上位基本事業 の意図:上位の 基本事業にどの ように貢献する か)			(上位基本事業の 成果指標)	樹園地面積(単位:ha) 民有林面積(単位:ha)		
ı	N')			I			

# 2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	農地面積	m <sup>*</sup>	-	108,202,411	108,202,411	108,174,657	108,174,657	108,174,657	25 年度 108,174,657
対象 指標B	耕作放棄地面積(未解消)	m <sup>‡</sup>	-	494,317	296,591	440,219	264,131	176,088	25 年度 0
対象 指標C									年度
活動 指標A	耕作放棄地面積	m <sup>*</sup>	_	494,317	296,591	440,219	264,131	158,479	25 年度 0
活動 指標B	耕作放棄地解消面積	m <sup>*</sup>	_	39,599	197,726	64,887	176,088	105,652	25 年度 105,652
活動 指標C									年度
成果 指標A	耕作放棄地面積の割合(耕作放棄地面積(未解消))/(農地面 積)	%		0.4	0.3	0.4	0.2	0.2	25 年度 0
成果 指標B	耕作放棄地解消面積の割合(耕作放棄地解消面積)/(耕作放 棄地面積(未解消))	%	_	8.0	66.7	14.7	66.7	66,7	25 年度 100
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	****
事業費	A	千円	0	0	0	0	0	0	****
財源	<b>4a</b>	千円							****
内訳	⑤県	千円							****
	⑥地方債	千円							****
	⑦一般財源	千円	0	0	0	0	0	0	****
	⑧その他	千円							****
	合 計(④~8) (=A)	千円	0	0	0	0	0	0	****
	延べ業務時間数	時間	0	360	250	250	250	250	****
耶	戦員人件費 (B) (臨時職員賃金は, 事務費に含む)	千円	0	1,440	1,000	1,000	1,000	1,000	****
	トータルコスト (A) + (B)	千円	0	1,440	1,000	1,000	1,000	1,000	****

# 3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びつ いていますか?	<ul><li>見直す余地がある</li><li>● 結びついている</li><li>⇒ 4. 事務事業の改革案へ</li></ul>						
] [ ]		理由: 耕作放棄地を解消することで営農定着も図る事業であることから、生産基盤の整備に結びついている。						
価	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか? 税金を使って達成する目的ですか?	<ul><li></li></ul>						
		□「妥当」とする理由: 法定事務である 内部管理事務である ● その他						
		理由:事業費としては、市の財源が予算化されていない。解消事業を行っている盛岡市耕作放棄地対策協議会は、農協や土地改良区等が構成団体となっているが、農業者や農地の対象となる範囲が限定されるため、全体を総括できる市が事務局として業務を実施することは妥当である。						
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか? 広げら れませんか? また絞らなくてよいですか?	<ul><li>拡大または絞る余地がある</li><li>現状で妥当である</li><li>⇒ 4. 事務事業の改革案へ</li></ul>						
		□「妥当」とする理由:						
		理由:						
	(④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか?	<ul><li>拡大または絞ることができる</li><li>現状で妥当である</li><li>⇒ 4. 事務事業の改革案へ</li></ul>						
		□「妥当」とする理由:						
	  ⑤成果の向上余地	理由:						
有効性評	成果がもっと向上する余地はありますか?	● 向上余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ 向上余地がない						
評価		その内容:耕作放棄地を解消し、営農を定着させることが大きな目的でであり成果でもあるため、本事業を活用した再生利用活動を推進することにより向上する余地がある。そのためには、関係機関とともに各地区への働きかけや担い手等の情報共有を増やす必要がある。						
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか?	<ul><li>影響がない</li><li>⇒ 4. 事務事業の改革案へ</li><li>⇒ 影響がある</li></ul>						
		その内容:農業者の高齢化や担い手不足により耕作放棄地が増加している現状がある。病害虫の発生など耕作 放棄地が他に及ぼす影響もあることから,積極的に事業を推進していく必要がある。						
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国, 県, 市の内部, 民間)はありませんか?	● 類似事業がある ○ 類似事業がない						
		事業名:耕作放棄地再生利用実証モデル事業(県単独事業)						
		※類似事業がある場合,その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか?						
		<ul><li>統廃合・連携検討</li><li>できる</li><li>できない</li></ul>						
		その内容:国の耕作放棄地再生利用緊急対策の制度の対象とならない農地を事業対象としているため成果の向上が期待できる。ただし、農地の再生事業は対象外であり(土壌改良と営農定着が対象)、単年度事業であったことから、平成23年度の実施が不明である。						
効率性評	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を節減できる余地はありませんか?	<ul><li>削減余地がある</li><li>⇒ 4. 事務事業の改革案へ</li><li>削減できない</li></ul>						
温		理由:該当する事業費はない。						
	③人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減す る余地はありますか?	<ul><li>○ 削減余地がある</li><li>● 削減できない</li></ul> <li>⇒ 4. 事務事業の改革案へ</li>						
		理由:耕作放棄地を解消するために、さらに地区ごとに積極的な情報交換等を行い、交付金を活用した事業を推進していく必要がある。						
公平性評	(⑪受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか?	○ 適正化余地がある ⇒ 4. 事務事業の改革案へ						
価		理由:耕作放棄地の所有者への支援ではなく、新たに営農定着を図る新たな担い手に対する支援であるため、公平・公正である。						
	①費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか?	適正化余地がある						
		理由:国からおよそ1/2の交付金を受けることができるが、残りは受益者負担であるため、応分の負担があり公平・公正である。						

### 4. 事務事業の改革案(Plan)

①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など)
※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること
平成23年度から本格実施される農業者戸別所得補償制度において、戦略作物である麦や大豆等の畑作物への所得補償交付金が対象になる。その畑作物を作付するのであれば、耕作放棄地の再生事業に対しての対象制限が緩和されるので、そうした情報をできるだけ農業者へ周知する。また、農業委員を中心に地域の農業者と農地の有効活用について意見交換を図っていく。

②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか? それをどう克服していきますか?

(関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む)

耕作放棄地となっている原因として高齢化等による担い手不足だけではなく、傾斜地であったり石が多かったりといった農地の作業効率の悪さや相続問題などもある。 地域の農業委員をはじめ、地元の農業者のみでは解消できないケースもあるが、農協や改良区、普及センターといった農業団体らが専門的な助言により解消の道筋が 見えると思われる。できる範囲から地域の農業者と意見交換しながら地域の農業の確立を目指す。

### 5. 課長意見

一次評	(1)一次評価者としての評価結果				(2)全体総括(振り返り,反省点)					
	① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり		地域ごとに農業委員を中心に関係者が一体となって解消可能農地 から、積極的に取り組むことが必要である。					
価	② 有効性	● 妥当	○ 見直し余地あり	<b>-</b>						
	③ 効率性 :	○ 妥当	● 見直し余地あり							
	④ 公平性 :	● 妥当	○ 見直し余地あり							
	(3)今後の事務の方向性(改革改善案)									
今後の方向性-	┃□□ 廃止 □□ ᄸ ┃	** *	□ 現状維持(従来通りで特に □ 改革改善を行う □ 事業統廃合・連携	改革改善を	しない)					
向性と改革改善案	方向付けの理	里由と改革改善の	n <sub>P</sub>							
	高齢化の	進行や担い手不力	足からますます増加が懸念される耕	作放棄地の	解消は国を挙げての喫緊の課題であることから、地元農業委員を					
	中心に関係機関・団体の連携のもと、各地域に即したより効果的な事業推進を継続する。									